

令和3年6月9日
総務省統計審査官室

審 査 メ モ (追加)

1. 今回申請された変更事項のうち、「公表時期の繰下げ」については、諮問前の確認段階において、農林水産省から「内閣府等の関係機関に対し、今回の概要公表時期の繰下げについて支障の有無を確認したところ、特段の問題がないことを確認している。」との回答を得ており、5月19日開催の第105回部会の資料2「審査メモ」(9頁)においても、その旨を記載していた。
2. しかし、5月20日夕刻、内閣府から「本件について、農林水産省との間で調整は未了」との連絡があった。
3. ついては、改めて、以下の論点を追加し、部会において説明を求めることとしたい。

(変更内容 (再掲))

| 概要の公表時期について、次のとおり変更 | | | |
|---------------------|-----------|----------|-----------|
| 区 分 | | 現行計画 | 変更後 |
| 経営統計調査 | | 調査実施翌年十月 | 調査実施翌年十二月 |
| 生産費調査 | てんさい | 調査実施翌年七月 | 調査実施翌年八月 |
| | 畜産物 (牛乳等) | 調査実施翌年十月 | 調査実施翌年十二月 |

(追加論点)

1. 内閣府との調整に関する経緯と、認識の相違が生じた理由
2. 認識の相違が発覚した後における内閣府との調整状況及び結果

論点に対する回答

(R3. 6. 9 農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課)

(回答)

- 1 令和2年の経営統計調査の取りまとめでは、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に伴い、所得税の確定申告期限が後ろ倒しになる等、調査票の回収等に支障が生じた。これにより公表に向けた一連の作業が進まなかったことから、令和元年調査に限り、経営統計調査及び生産費調査について、9月に公表期日を4か月繰り下げる調査計画変更申請を行い、9月18日に承認いただいた。
- 2 その際、総務省統計審査官室から「GDP統計への支障がないか確認する」ことが求められ、当方から内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（以下「計算部」という。）の窓口担当に問い合わせたところである。
- 3 計算部からは「公表期日が10月中旬を超える遅延となると年次推計に影響が生じる」とのことであったが、当方からは「これまで一度も12月以前に公表できた実績がない」と回答すると、「状況は了解した。GDP統計（年次推計）は推計する時点で公表されているデータを使う統計なので、公表されていないければ次年度に対応するまでである」との回答を得た。
- 4 当方としては、調査計画より遅れて公表してきた実態を伝えたいので「支障がある」との発言がなかったころから、GDP統計への利活用に「問題はない」との回答を得たものと判断しており、今般の変更申請に当たって計算部に念のための確認を行うことはしなかった。
- 5 しかしながら、前回（令和3年5月）の統計委員会で計算部から発言があったことから、改めてGDP統計への影響について計算部と相談しているところであり、当方からは「従来から12月以前に公表したことがない実態を踏まえれば、公表期日を10月のままとすることは困難」との説明をした上で、「必要なデータを事前提供することは可能かもしれないので、確認して回答する」と提案したところである。
- 6 これに対し、計算部からも事前提供が可能であれば対応いただきたいとのことで、現在、具体的な利用項目や利用時期を確認しているところであり、柔軟な情報提供についても今後検討してまいりたい。
- 7 なお、省内の事前提供事例を確認したところ、鉱工業生産指数の基礎データとして、牛乳製品統計調査や木材統計調査の月次データを経済産業省に事前提供していることから、本調査でも前向きに事前提供を検討してまいりたい。